高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム(弁護士・社会福祉士)の活用を — "その人が、その人らしく" を目指し虐待対応を機敏に・適切に—

虐待対応専門職派遣チーム 長野県弁護士会(高齢者・障害者総合支援センター) 長野県社会福祉士会(虐待対応委員会)

1 趣 旨 🦳

高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、県内の市町村が受理した高齢者・障がい者等への虐待 (疑いを含む)について、その具体的な対応と体制整備等の支援(アドバイス等)行い、権利擁護の 推進に寄与する。

2 派遣対象

市町村行政(地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター) (当該市町村との「虐待対応事務に関する委託契約」三者契約に則り)

3 派遣手続き

市町村が派遣を依頼する場合は、「専門職チーム」事務局に派遣調整を相談・連絡する。

- ※ 派遣日時等を調整後、市町村は派遣依頼書を事務局に提出する。
- ※ 委託契約が未締結の市町村は契約を平行して行う。

4 派遣内容

専門職チームは、ケース会議、事例検討会等で助言・指導を行う

- ※ チームが直接虐待者の対応及び電話やFAX、メールでの相談も行わない。
- ※ チーム派遣のため、一方の専門職のみの派遣には応じられない。

5 派遣費用

- ① 報 酬 専門職1人-1時間当り10,000円(超えた場合30分毎に1人5,000円)+消費税
- ② 交通費 交通費実費(車の場合有料道路代及び路程1㎞当たり各自治体の旅費規程による)
- ③ 事務手数料 派遣1回につき2,000円

6 専門職チームのイメージ

① チームとして助言

2つの異なる専門職の視点と発想で、客観的に助言を行い(弁護士:虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士:虐待対応の実践方法に関する助言)、実効性のある役割を果たす。

② アドバイザーの堅持

チームによる助言により、責任主体である市町村が虐待対応に関する力をつけることを目指し、助言者(アドバイザー)としての立ち位置を堅持する。

③ 個別のケースの助言

個別の事例を通して、適切かつ具体的な対応策をチームとして助言を行う

高齢者・障がい者虐待対応専門職派遣チーム事務局

(公益社団法人長野県社会福祉士会事務局内)

〒380 - 0836 長野市南県町 685 - 2 長野県食糧会館 6 F

TEL: 026-266-0294 FAX: 026-266-0339 E-mail: info@nacsw.jp

"このケースは???……" "予算が……" 等々 悩まず

まずは お気軽にご相談ください

虐待対応専門職チーム派遣 基本的な流れ

026 - 266 - 0294① **四** 派遣依頼·相談 虐待の概要報告 2 派遣日時の調整・相談 虐 長 野 待 ② 書類の送付 県 対 社 直待対応契約書 会 応 ② 専門職派遣様式等 福 派 ③ 専門職派遣依頼書 祉 遣 士 会 ④ 派遣決定通知書 事 務 務 局 局 ⑤ 〒 契約書郵送 (3通) ⑥ ケース概要(記録) ※ ケースの概要を専門職が事前 調連 に把握することにより、ケース 整 携 会議を能率的に開催 社 弁 ケース会議 市町村等 会 事例検討会議 福護 ⑦ 派遣 祉 派遣/弁護士・社福士 士 士 ⑧ 会議報告書 長野 待対応派遣 県社 ⑨ 請求書送付 会福祉 ⑩ 派遣費用支払い

※ 虐待対応には、出来る限り速やかな対応が求められます。そのために

※ 委託契約は、市町村と弁護士会・社会福祉士会の三者契約になります。

書類等のやりとりは原則メールで行います。

既に契約されている市町村は不要になります。

士会事

務

務

局

市

町

村

等